

2022年9月30日

＜石川＞能登町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との SDGsの推進に関する包括連携協定の締結について

能 登 町
北 陸 電 力 株 式 会 社
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

能登町（町長 大森 凡世）と北陸電力株式会社（理事 七尾支店長 中村 節夫）および北陸電力送配電株式会社（執行役員 石川支社長 川島 渉）は、本日、「SDGsの推進に関する包括連携協定」を締結いたしました。

本協定は、3者が相互に連携しながら、地域が抱える課題やニーズに対し協働することで、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的に締結するものです。

また、同日、「大規模災害時における相互連携に関する確認書」も締結いたしました。

本確認書は相互が担う役割を確認し、災害時における3者の協力事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結するものです。

【連携事項】

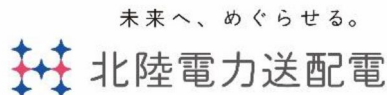
1. 地域の安全・安心、災害対策に関すること
2. 環境・エネルギーに関すること
3. 観光振興・まちづくりに関すること

＜別紙1＞ 能登町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社とのSDGsの推進に関する包括連携協定の締結内容（概要）

＜別紙2＞ 能登町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社とのSDGsの推進に関する包括連携協定書

【お問い合わせ】

能登町 : 企画財政課 (電話) 0768-62-8535
北陸電力 : 七尾支店総務担当 (電話) 0767-53-0203



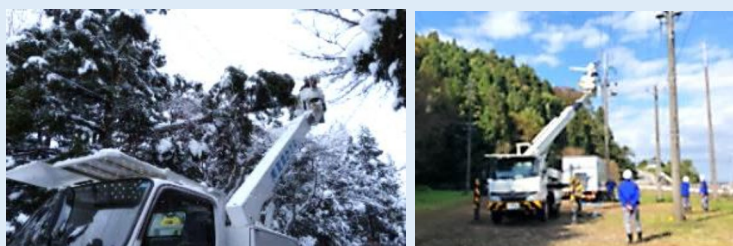
2022年9月30日
能登町
北陸電力株式会社
北陸電力送配電株式会社

能登町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社とのSDGsの推進に関する包括連携協定の締結内容（概要）

能登町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社は、「SDGsの推進に関する包括連携協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域の発展に寄与することを目的として、相互連携を図りながら、以下の3つの連携事項について検討・推進してまいります。

1. 地域の安全・安心、災害対策に関すること

- ① 災害発生に備えた情報連絡や相互連携
- ② 災害発生時の電源確保に関する相互連携
- ③ 地域防犯活動への協力
- ④ 地域コミュニティ活動への協力



①② 災害復旧および災害時の連携



③ 子ども110番の車（見守り活動）



④ スマホアプリを活用した停電や防災情報等の発信

2. 環境・エネルギーに関すること

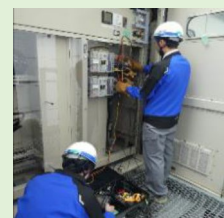
- ① 脱炭素に向けた再生可能エネルギー利活用拡大の提案
- ② 脱炭素に向けたEV等の利活用拡大の提案
- ③ 公共施設等への省エネルギー推進への協力
- ④ エネルギーに関する啓発活動の実施
- ⑤ 環境美化、環境保全活動への協力



① 再生可能エネルギーの導入拡大



② 電気自動車などエコカー導入拡大



③ 省エネコンサル



3. 観光振興・まちづくりに関すること

- ① 地域おこしや賑わいづくりへの協力
- ② 地域特産品の斡旋協力
- ③ IoT、AIの活用



①② 観光振興・地域特産品の斡旋協力



能登町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との
SDG s の推進に関する包括連携協定書

別紙 2

能登町（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）（甲・乙・丙をあわせて以下「三者」という。）は、次のとおり SDG s の推進に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、三者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 三者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 地域の安全・安心、災害対策に関すること。
- (2) 環境・エネルギーに関すること。
- (3) 観光振興・まちづくりに関すること。

2 三者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行うものとする。

（確認書等の締結）

第 3 条 本協定各条に定める三者の役割については、必要に応じて別に確認書等により定めるものとする。

（有効期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとし、有効期間が満了する日の 1 か月前までに、三者いずれからも申し出がない限り、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して 1 年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第 5 条 三者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の了承なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 三者は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第 6 条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、三者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、三者それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 9 月 3 0 日

甲 石川県鳳珠郡能登町字宇出津卜字 5 0 番地 1
能登町長

大森 凡世 (自署)

乙 石川県七尾市三島町 6 1 - 7
北陸電力株式会社
理事 七尾支店長

中村 節夫 (自署)

丙 石川県金沢市下本多町六番丁 1 1 番地
北陸電力送配電株式会社
執行役員 石川支社長

川島 渉 (自署)